

社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会 行動計画

本会職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用関係の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和5年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間6日以上とする。

〈対策〉

- 令和2年 4月～ 有給休暇取得義務化による計画的な取得を引き続き周知する。
- 令和2年 4月～ プラス1日の年次有給休暇の取得するよう部署ごとに計画。
- 令和3年 4月～ 部署ごとに現状を把握し、計画的な取得を推進実施。
- 令和4年 4月～ 年次有給休暇の取得日数を平均年間6日以上で実施。

目標2：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

〈対策〉

- 令和2年 4月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和3年 4月～ 対象となる職員に情報を提供

目標3：妊娠中や産休・育休復帰後の女性社員のための相談窓口を設置する。

〈対策〉

- 令和2年 4月～ 相談窓口について連絡会について検討
- 令和3年 4月～ 担当職員の設置・職員へ周知